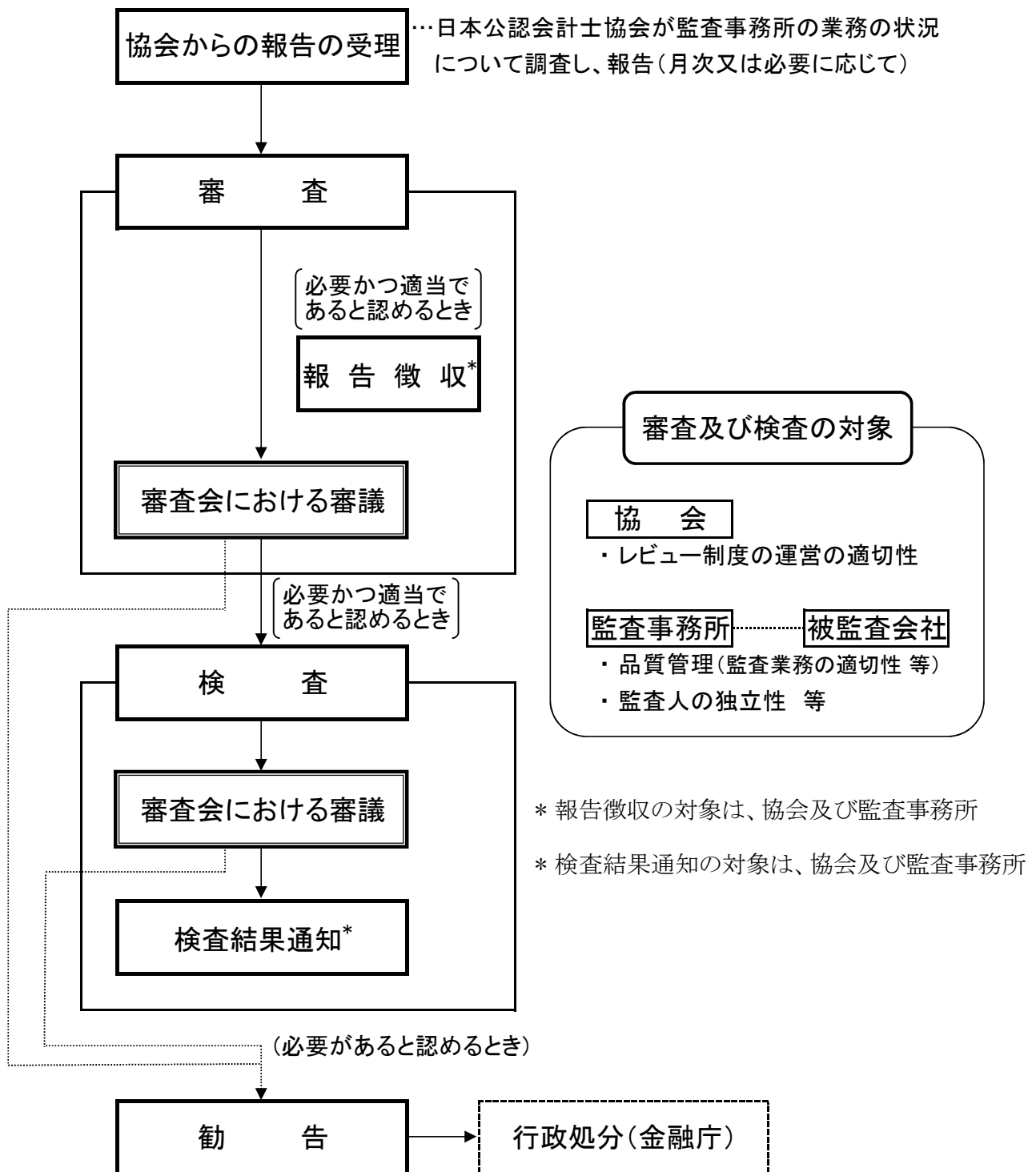


品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針

— 監査の実効性の更なる向上を目指して —

公認会計士・監査審査会
令和元年5月17日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以来5期15年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第6期（平成31年4月～令和4年3月）においては、以下に示す監査事務所（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ）等の現状やモニタリングの視点及び目的等を踏まえた監査事務所に係るモニタリング¹を実施し、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

【監査事務所等の現状】

監査事務所の現状をみると、平成29年3月の「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」²公表以降、大手監査法人³を中心にガバナンス態勢の再構築や監査ポートフォリオの見直し、人材の確保・育成等が進められているほか、監査ツールのIT化・高度化が進展している。

一方で大手監査法人以外の監査事務所においては、合併等で業容を拡大させているものもみられるが、そのガバナンス態勢や品質管理態勢の整備は十分なものとはいえず、一部の中小規模監査事務所においては旧態依然とした業務運

¹ モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

² 平成29年3月31日に金融庁より公表。組織としての監査の品質に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から構成されている。

³ 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人をいう。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。4大監査法人ともいう。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

営を行っているものもみられる。また、海外においては、4大グローバルネットワーク⁴に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられている。

被監査会社の現状をみると、高水準の M&A、海外への積極的な進出など事業の多角化やグローバル化が進んでいる一方、最近の海外経済の不確実性の高まりなど、経済環境に不安定な状況がみられている。また、近時の監査役等の権限強化やコーポレートガバナンス・コードの導入等により企業のガバナンス態勢の強化が進められているものの、依然として国内外において不正事案がみられている。

【モニタリングの視点】

審査会は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施する。そして、モニタリングを通じて監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図っていくこととする。

また、審査会は、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、会計監査に関する業界団体等（以下「関係先」という。）と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

さらに、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）⁵や外国監査監督当局とも連携し、情報を共有する一方、当該連携により得られた会計監査をめぐる国際的な議論やグローバルネットワークに関する動向等について、必要に応じ審査会のモニタリングに反映させることとする。

【モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等⁶の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

審査会は、このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

⁴ 世界的に展開する会計事務所ネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers の4つのグローバルネットワークを指す。

⁵ 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、平成 29 年 4 月以降事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成 31 年 4 月末時点で我が国を含む 55 か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

⁶ 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを行う。

さらに、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所において、同コードを踏まえて構築したガバナンス等の経営管理態勢が、当該監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについて、継続的にモニタリングを行う。

審査会は、上記を踏まえ、第6期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとの「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定することとする。

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

具体的には、以下のとおり実施する。

（1）協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促しているところである。協会においても、審査会の検証結果等を踏まえて品質管理レビュー態勢の強化・改善を順次進めてきている。このような相互の連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に資するものであるため、品質管理レビューに対する深度ある検証や意見交換等を行うよう努める。

また、審査会はこれまでに、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担について議論を進めており、その結果、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に、一定の対応が図られているところである。

今後も、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、適切な役割分担に係る更なる対応に向けて協会と双方向での議論を進めていくこととする。

(2) 報告徴収

審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。このような考え方から、監査事務所の規模、業務管理態勢、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、以下のとおり、適時かつ効果的な報告徴収を実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の有効性に資するために、ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を定期的に把握し分析する。また、近時進展している監査業務のIT化やサイバーセキュリティ対策についても把握する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、業務管理態勢や品質管理態勢の状況等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた情報を収集し分析を行う。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いため、監査の品質に対するトップの認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の自主的な改善を促していく。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

(3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在である。こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らによる品質管理の向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係先との積極的な意見交換や連携にも努める。

2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査の実施においては、監査事務所の理解・協力が必要であるため、検査先である監査事務所の意見を適宜聴取する検査モニター⁷を実施し、今後の検査の参考とする。

(1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査⁸を交互に実施する。）。

イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、直近の品質管理レビュー結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

⁷ 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

⁸ 通常検査は、品質管理レビューの結果を踏まえて、監査事務所における業務管理態勢及び品質管理態勢等について、検証を行う。フォローアップ検査は、原則として、通常検査の翌事務年度に、当該検査での指摘事項等に対する改善状況に範囲を限定して検証を行う。

(2) 検査の着眼及び留意点

- ア 監査事務所の規模は所属員が数人から数千人まで様々であり、また、業務管理態勢も異なるため、監査事務所が整備した品質管理態勢が、自己の規模や業務管理態勢に応じ適切なものとなっているか検証する。
- イ 監査事務所のトップの方針は、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与える。そのため、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応を把握し、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等を検証する。
- ウ 監査事務所が、被監査会社を取り巻く経済環境や事業環境を含む事業上のリスクを適切に評価した上で、それに対応し得る監査実施態勢を構築しているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかを検証する。
- エ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の規模や業務管理態勢を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における原因分析に資するように留意する。

3. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。審査会は、このような観点から以下の取組を行っているが、更に情報の充実や見直しなどを行うこととする。

- ア 監査事務所に検査結果を通知する際には、指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社の監査役等に当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等が的確に伝わることが重要である⁹。このため、伝達される内容が被監査会社の監査役等に理解されやすいものとなるよう、検査結果に係る情報を充実させる。
- イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を平成 28 年から公表している。平成 29 年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。

⁹ 監査事務所が検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成 20 年から公表している。平成 21 年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信することにも努める。

4. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

(1) 報告徴収及び検査

外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収又は検査を実施する。

ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等である等の場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しない¹⁰。

(2) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等に対するモニタリングに当たっては、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) ¹¹や二国間の情報交換の枠組み (EoL) ¹²を活用し、また、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

さらに、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握する。

¹⁰ 報告徴収及び検査は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成 21 年 9 月 14 日公表)及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成 22 年 1 月 14 日公表)に従い実施する。

¹¹ 平成 31 年 4 月末時点で、22 か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

¹² 平成 31 年 4 月末時点で、8 か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

令和 3 年 7 月 9 日
公認会計士・監査審査会

令和 3 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた視点及び目的並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 3 事務年度（令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

（1）概況

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。

令和 2 年における金融商品取引所の新規上場会社数は 93 社となっており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き高水準が維持されている。

また、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が実施した上場会社の監査は、引き続き、大手監査法人²が 9 割超（時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。こうした中、最近の監査人の交代状況をみると、上場国内会社の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、引き続き、年間で 100 件を超えている。その要因としては、被監査会社における継続監査期間や監査報酬などを勘案した監査人の見直し、大手監査法人における監査関与先の構成の見直しなどが考えられ、大手監査法人から準大手監査法人²や中小規模監査事務所²への交代の動きが引き続き顕著である。

¹ 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 6 期（平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月）については、令和元年 5 月 17 日に策定・公表。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonhoushin/20190517.html>)

² 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

近年、会計監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められてきている。具体的には、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載については、令和3年3月期決算に係る財務諸表監査から、上場会社等の監査報告書に求められるようになった。また、令和2年11月の企業会計審議会において、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化やリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準等の改訂がなされている³。さらに、同審議会（監査部会）においては、国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準1」（監査事務所の品質マネジメント・ISQM1）、「国際品質マネジメント基準2」（審査・ISQM2）及び「財務諸表監査の品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、我が国の監査に関する品質管理基準（以下「品質管理基準」という。）の改訂に向けた審議が進められている。監査事務所においては、これらの監査基準や品質管理基準の改訂に対し、適切な対応・準備が求められる。

新規上場会社に対する監査については、新規・成長企業がその成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができるための環境整備が引き続き進められている。

（2）新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響

令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、監査事務所においては、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等に関し、監査上の制約がみられたものの、令和2年3月期の監査においては、リモートを活用した監査（リモート監査）や代替的な手続の実施など状況に応じた対応が図られた。令和3年3月期の監査においても同様の対応が図られており、監査手続の大幅遅延などにより監査意見が表明できないなどの大きな問題はみられていない。

新型コロナウイルス感染症への関係者の対応としては、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が、数次にわたり「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」（以下「監査上の留意事項」という。）や「リモートワーク対応」を公表するなどの対応を行ってきているほか、企業会計基準委員会においても、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表・更新するなど、様々な対応が行われてきている。

（不正会計等への対応）

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数は、昨年からは減少しているものの、引き続き、50社を上回る状況が続いている。これは、上場会社における適時に情報開示を行うという意識の高まりを示すものとも考えられるが、会社の内部統制が

³ 改訂監査基準のうち、「その他の記載内容」については、令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から早期適用することもできる。また、リスク・アプローチの強化については、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げないとされている。

十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例が引き続き発生している。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

（監査事務所における品質管理の現状）

審査会では、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁴を 5 段階に区分して記載している（フォローアップ検査を除く。）。大手監査法人及び準大手監査法人の検査結果をみると、総合評価の最上位の区分に該当するものはなく、上位 2 番目又は 3 番目の区分のいずれかに該当している。一方、中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、上位 3 番目以下の区分に、その多くが該当している。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透や、職業倫理の重要性の再認識の必要性等が課題となっている。

また、大手監査法人の収益構造をみると、グループ全体の業務収入における非監査証明業務収入の割合は、平成 26 年度までは年々増加し、近時は 40%前後で推移している。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題が認められる。また、トップ

⁴ 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

総合評価は、5 段階となっており、令和 2 事務年度までに着手した検査においては、①最上位の区分には「概ね妥当であると認められる」、②上位 2 番目の区分には「妥当でない点が認められる」、③上位 3 番目の区分には「妥当でないものと認められる」、④上位 4 番目の区分には「妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」、⑤上位 5 番目（最下位）の区分には「著しく不当なものと認められる」との評価文言を付してきている。

令和 3 事務年度に着手する検査からは、①最上位の区分には「良好であると認められる（総合評価：1）」、②上位 2 番目の区分には「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」、③上位 3 番目の区分には「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」、④上位 4 番目の区分には「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」、⑤上位 5 番目（最下位）の区分には「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」との評価文言への変更を行っている。

評価文言等の変更の詳細については、審査会のウェブサイトに掲載の令和 3 年版モニタリングレポートを参照。

を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築する必要性についての認識が不足している状況や、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況がみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

（監査法人のガバナンス態勢等）

大手監査法人及び準大手監査法人においては、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（以下「監査法人のガバナンス・コード」という。）を採用し、ガバナンス態勢は概ね整備されてきている。今後は、ガバナンスの実効性を定着させるための一層の取組が課題となっている。

（IT化の進展）

監査事務所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、監査事務所の規模等により差がみられるものの、リモート監査の実施が急速に浸透した。

また、社会全体のIT化の進展に伴い、被監査会社が保有する会計記録や取引記録等のデータの電子化が進む中、大手監査法人を中心に、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率性の向上のため、監査業務の一層のIT化・デジタル化が進められている。具体的には、ツールの利用による従来の試査から精査的な手法の導入や作業の自動化・集約化などにとどまらず、AIを活用したリスク分析や、企業の業務管理システムに随時アクセスし、財務関連情報の分析を可能にするシステムの導入などが行われている。

このような動きは、監査業務の実効性を確保しつつ、効率性の向上による監査現場の負担軽減等につながり、リスクのある領域に対する深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、サイバーセキュリティは、喫緊の課題となっており、サイバーセキュリティの強化を確実にしていく必要がある。

（国際的な監査監督機関等の動向）

海外においては、上場会社の会計不祥事の発生等を契機として、監査制度や監査監督の在り方の見直しが進められている。具体的には、英国では、大手会計事務所に対する監査部門の他部門からの運営上の分離要請など、監査の実効性確保に向けた取組や、規制当局の改組の動きがみられる。また、ドイツでは、金融規制当局の在り方の見直しや権限の強化等に向けた動きがみられる。

このような中、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）⁵に必要な支援を行っている。IFIAR においては、6 大グローバルネットワーク⁶と継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んでおり、金融庁及び審査会としては、令和 3 年 4 月に我が国から選出された副議長⁷の活動を支援するとともに、引き続き IFIAR の活動に貢献していく。また、外国監査監督当局と連携し、外国監査監督当局における新型コロナウイルス感染症への対応状況、4 大グローバルネットワーク⁶に所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、さらに、外国監査監督当局の組織変更に関する動向について引き続き注視していく。

2 令和 3 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

「監査事務所等モニタリング基本方針」に掲げるモニタリングの視点及び目的等並びに上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、下記（1）から（6）に掲げる基本的な考え方でモニタリング⁸に取り組む。

本事務年度においても、昨事務年度に引き続き、審査会のモニタリングがより効率的で実効性のあるものとなるよう、モニタリングの実施方法の見直しを行う。

また、国際的な品質管理に関する基準の改訂等を踏まえた我が国の品質管理基準等の改訂は、監査事務所の監査実務や品質管理に大きな影響を与えることが見込まれるため、審査会のモニタリングの実施方法等の見直しを検討する。

（1）モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視する。

なお、監査事務所は、所属員が数人の中小規模監査事務所から数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も様々である。そのため、モニタリングに当たっては、各監査事務所の規模、態様にも留意する。

⁵ 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和 3 年 6 月末時点のメンバーは、我が国を含む 54 か国・地域となっている。

⁶ 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の 6 つのグローバルネットワークを指す。なお、これらから BDO、Grant Thornton を除いたものを 4 大グローバルネットワークという。

⁷ 令和 3 年 4 月、金融庁総合政策局参事官兼 IFIAR 戦略企画本部 IFIAR 戦略企画室長が IFIAR の副議長に選出されている。

⁸ モニタリングは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

ア 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

イ ガバナンス等の経営管理態勢の実効性

ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているか検証する。

特に、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、監査の品質の向上に向けた被監査会社等との意見交換の状況や、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況等に重点をおいて検証する。

こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

ウ 監査をめぐる動向を踏まえた状況の検証

(ア) 新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた対応状況

新型コロナウイルス感染症による監査手続など監査業務への影響を把握するとともに、協会公表の「監査上の留意事項」や「リモートワーク対応」等を踏まえ、監査業務への影響に対する監査上の対応状況や監査事務所の対応状況（監査実施体制の変更を含む。）を検証する。

(イ) 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、海外子会社における会計問題が引き続き発生しており、また、監査事務所の規模を問わず、海外子会社に係るグループ監査に関する不備が継続して認められている。こうした状況を踏まえ、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについても、重点的に検証する。

(ウ) 監査契約の新規の締結

近時、監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社の監査契約を新規に締結した監査事務所において、当該監査契約に係るリスク評価と対応の適切性に加え、当該監査契約の締

結経緯や、当該監査契約が監査事務所全体の監査の品質に及ぼす影響について検証する。

エ ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や準大手監査法人は、監査業務を効率的・効果的に実施すると
の観点から、AIを活用した会計仕訳の異常値を検知するツール、不正リスクを
識別するためのツール、被監査会社のデジタル情報に随時アクセスし、監査に必
要な情報を入手するシステムなど、監査業務におけるIT化・デジタル化の動き
を加速させている。

このような動きは、監査の品質の確保・向上に資するものと考えられるため、
その進展状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

併せて、IT化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認すること
とし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなど
についても把握することとする。

(2) 検査以外のモニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大
手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を継続するとともに、金融庁、
関係団体などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化す
る。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実さ
せ、情報及び分析結果については、検査に有効に活用するなど検査との一体的な運
用に努めるものとする。

(3) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニ
タリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢
等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの
指導ができる人材を登用する。また、国際会議等への職員の積極的な参加などを通
じて人材の育成を進める。

(4) モニタリング実施方法の検討

大手監査法人を中心としたIT化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響もあ
り、監査事務所においては、棚卸立会や残高確認など監査手続の実施方法や監査事
務所の運営について、見直しがなされてきている。

審査会においては、昨事務年度には、基本計画に基づき、新型コロナウイルス感

染症の拡大の状況も踏まえ、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査事務所の負担軽減の観点から、一部の監査事務所に対するモニタリングにおいて、従来の原則対面による実施方法を見直し、リモートを活用した検査（リモート検査）⁹や検査以外のモニタリングを導入・実施した。

本事務年度のモニタリングにおいても、昨事務年度に引き続き、各事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案した上で、リモート検査の対象範囲を拡大するなど、より効率的で実効性のあるモニタリングに向けた実施方法の見直しを実施する。

（５）品質管理基準等の改訂への対応

我が国の品質管理基準については、国際的な品質管理に関する基準（ISQM1、ISQM2及びISA220）の改訂等を踏まえ、「品質マネジメントシステム」（監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法）の導入などを内容とする、品質管理基準の改訂作業が、企業会計審議会において進められている。

審査会としては、各監査事務所における当該改訂への準備・対応状況を把握していくほか、当該改訂による監査事務所の品質管理に対する影響等を踏まえ、審査会によるモニタリングの内容、実施方法、実施態勢等について、見直しの検討を進めていく。

（６）国際的な監査監督の連携強化

多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み¹⁰を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や外国監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIARにおける議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握することとする。さらに、外国監査監督当局の新型コロナウイルス感染症への対応状況、４大グローバルネットワークに所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、外国監査監督当局の組織再編の動向等も注視する。

⁹ 監査調書等の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリングをオンラインやウェブ会議等を利用して実施する検査。

¹⁰ 令和３年６月末時点で９か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス、中国及びスイス）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

3 検査以外のモニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のある検査以外のモニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査や報告徴収の結果を分析するなど有効に利用する。特に、審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。

本事務年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響や監査事務所の対応状況を含め、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時、的確に把握する観点から、監査事務所等の負担を考慮しつつ、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収・ヒアリング、協会の品質管理レビューの検証、協会との連携など、監査事務所の規模や態様に応じた検査以外のモニタリングを実施する。

また、本事務年度においては、3年に1度実施することとされている外国監査法人等に対する報告徴収を実施し、外国監査法人等の業務の状況等を把握する。

(1) 報告徴収

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握に加えて、KAMに係る監査の実施状況について実態把握を行う。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効率的・効果的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や対話等で得られた情報を適宜活用するなどして、より効率的に実施することとする。

イ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要な場合には対面での実施や、品質管理レビューの改善状況が良好でない監査事務所に対しては連年で実施するなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

ウ 中小規模監査事務所に対する検査の結果、下記エの早急に改善を要する必要があると認められる場合を除き、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善を促していく。

その際、金融庁関係部局や協会とも連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないものと認められ、特に早急に改善を要する必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

上記ウ又はエの報告徴収により、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対するモニタリングにより把握した品質管理レビューの有効性に関する問題点等については、協会と共有した上で、審査会及び協会との実務者レベルでの継続的な協議等を通じて、品質管理レビューの実効性の向上に向けた対応等を促しているところである。

協会は、最近の品質管理レビューの状況を踏まえ、令和2年度において、リスクに応じた通常レビューの実施頻度の柔軟化、通常レビューの実施結果に関する4段階評価から3段階評価への変更等の品質管理レビュー制度の見直しを行っている。

協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なるものではあるが、協会の品質管理レビューは、上記のとおり、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案が引き続き発生している。

このような状況を踏まえると、協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、協会において実施される施策の実効性やその効果についても検証していく。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に極めて重要であり、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査

法人に対する品質管理レビューの在り方、中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実、業務管理態勢の検証の在り方等を中心に議論を行ってきており、本事務年度においても、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、具体的かつ実質的な議論を引き続き行っていくこととする。

(3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、そうした機会も捉え、品質管理基準等の改訂への準備・対応状況などについても把握することとする。

また、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、加えて、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、監査事務所の規模、態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記検査以外のモニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

本事務年度の検査においては、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢が、組織の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか、監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかの観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

なお、監査事務所の負担に考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いな

どを踏まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証していく。

(1) 大手監査法人

大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、原則、個別監査業務に対する検証を実施しないこととし、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に、より効率的・効果的に実施する。

なお、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の実施時期に関する原則にとらわれずに機動的に検査を行うこととする。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、多数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、監査現場にまで品質管理や業務管理の施策などを浸透させるとともに、職業倫理の重要性を改めて認識させるための態勢が重要である。特に、トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要である。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ ガバナンス態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から検証
- ・ 監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りの監査に関して）の状況の検証（＊）
- ・ 海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 監査補助者¹¹や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・ KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ グローバルネットワークによるモニタリング活動への対応状況の検証

¹¹ 監査補助者には、公認会計士資格を有する者、公認会計士試験合格者等、それらの資格等を有さない監査補助職員のほか、監査補助を行う事務職員が含まれる。

- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）
- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）
- ・IPO 監査に係る環境整備を含む対応状況の確認（＊）

（２）準大手監査法人

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、原則として３年ごとに検査を実施する。ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行うこととする。

本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ガバナンス態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から検証
- ・監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・地区事務所を含めた組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社の国際化などのリスクに対応できる十分かつ適切な経験、能力等を含めた監査資源の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りの監査に関して）の状況の検証（＊）
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証。大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結における、経緯、リスク評価等の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査補助者や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）

- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）
- ・IPO 監査に係る環境整備を含む対応状況の確認（＊）

（３）中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性だけでなく、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準の理解などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢も検証する。その際には、検出された不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が対症療法的なものにとどまっていないかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・トップ及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源の検証
- ・職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、特に収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続並びに不正リスク評価等の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りに関して）の状況の検証（＊）、監査実施者への指導・監督状況や、専門家の利用の状況の検証
- ・大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結における経緯、リスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・監査補助者などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証（＊）
- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）
- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果を取りまとめた上で広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 審査会は、監査事務所に指摘内容等を的確に伝達するとともに、被監査会社の監査役等にも、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、検査結果の記載内容の充実に努める（なお、検査結果通知書に記載している総合評価に関し、本事務年度に着手する検査から、その評価文言等を一部変更している⁴）。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているか確認する。さらに、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめたモニタリングレポートを平成28年から公表している。平成29年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。また、当該モニタリングレポートについては、記載内容を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成20年から公表している。最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信するとともに、当該事例集を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

以 上

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア
令和元年7月5日	清流監査法人
令和元年12月6日	監査法人大手門会計事務所
令和3年2月26日	監査法人原会計事務所
令和4年1月21日	仁智監査法人

仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 4 年 1 月 21 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、仁智監査法人（法人番号 7010005018195、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、前回の審査会による検査の結果に関し、金融庁から業務改善命令（業務管理体制の改善）を受けているほか、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいても、複数回にわたり限定事項付き結論が付された品質管理レビュー報告書を受領して改善勧告を受けており、その都度、監査品質の改善に取り組んだとしている。

しかしながら、法人代表者及び品質管理担当責任者を含む各社員においては、各人の個人事務所等における非監査業務への従事割合が高く、当監査法人における監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄なものとなっていることから、上記の改善勧告等を法人の業務運営の根幹に関わる問題として認識していない。また、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の改善に向けてリーダーシップを発揮していないなど、品質管理のシステムを有効に機能させる態勢を構築する意識が欠如している。さらに、当監査法人の各社員は、自らが関与していない個別監査業務における品質の改善状況を監視する必要性を認識していないなど、法人の業務運営に対する社員としての自覚に欠けている。このように、当監査法人においては、社員同士が互いに牽制し、監査品質の維持・向上を図る組織風土が醸成されておらず、組織的監査を実施できる態勢となっていない。

そのため、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の維持・向上を図る意識が欠如していたことから、品質管理レビューでの指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を十分に実施していないほか、実施していない改善措置を実施したものととして日本公認会計士協会に報告するなど、改善措置の実施に真摯に取り組んでいない。また、法人代表者及び品質管理担当責任者は、現行の監査の基準に対する理解や、基準が求めている品質管理及び監査手続の水準に対する理解が、自らを含む監査実施者に不足していることを十分に認識していない。さらに、当監査法人は、各社員の合意に基づいて品質管理活動を含む業務運営を行う方針としているにもかかわらず、各社員は、当監査法人における現状の品質管理態勢を批判的に検討していないなど、監査品質の維持・向上に貢献していない。

こうしたことから、下記 2. に記載するとおり、品質管理レビュー等での指摘事項に対する改善が不十分で同様の不備が繰り返されていること、詳細な監査計画の策定等において重要な基礎データとなる執務実績時間を集計・管理する態勢を整備していないこと、適切な監査業務に係る審査を実施していないことなど、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記３．に記載するとおり、今回審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

２．品質管理態勢

（品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況）

法人代表者及び品質管理担当責任者は、品質管理レビュー等での指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置の策定を行ったとしている。

しかしながら、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の維持・向上を図る意識が欠如していたことから、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を十分に実施していないほか、実施していない改善措置を実施したものとして日本公認会計士協会に報告するなど、改善措置の実施に真摯に取り組んでいない。

その結果、今回審査会検査で検証した個別監査業務の全てにおいて、これまでの品質管理レビュー等での指摘事項と同様の不備が繰り返されている。

（執務実績時間の管理）

法人代表者及び品質管理担当責任者は、各専門要員の執務実績時間を集計・管理する態勢を構築せずとも、当監査法人の業務に支障はないと思い込んでいたことから、被監査会社への監査見積時間の提示、詳細な監査計画の策定、社員・職員の評価等の重要な基礎データとなるにもかかわらず、これを集計・管理する態勢を整備していない。

（監査業務に係る審査）

品質管理担当責任者は、「監査の品質管理規程」に対する理解が不足していたことから、業務執行社員が新規に受嘱した上場被監査会社３社の審査担当社員を指名している状況を看過している。また、品質管理担当責任者は、不正事案が発生した監査業務について、「監査の品質管理規程」で定められた社員会における審査が実施されていない状況を看過している。くわえて、複数の審査担当社員は、監査の基準で求められる監査手続の水準を十分に理解しておらず、また、一部の審査担当社員は、特別な検討を必要とするリスク等に係る監査上の重要な監査調書を査閲していない。その結果、今回審査会検査において指摘した重要な不備を審査において指摘できていない。

このほか、「内部規程の整備及び運用」、「法令等遵守態勢」、「独立性」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「監査実施者の教育・訓練及び評価」、「監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲」、「監査調書の整理・管理・保存」及び「品質管理のシステムの監視」に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況、執務実績時間の管理、及び監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

３．個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、監査の基準で求められる監査手続の水準の理解、特に、不正リスクの評価及び対応に係る手続に関する理解が不足しているほか、経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、監査品質の維持・向上に対する意識が不足しており、このため、リスク評価手続やリスク対応手続について、見直しの必要性を認識することなく、過年度と同様の監査手続を実施している。くわえて、業務執行社員は、自らが

果たすべき役割を認識しておらず、被監査会社が行う事業や取引の十分な理解に基づき、監査上のリスクを適切に評価する意識が不足しているほか、監査補助者を過度に信頼していたことから、監査補助者に対する十分な指示・監督及び監査調書の適切な査閲を実施していない。

これらのことから、収益認識に関する不正リスクの識別及び不正リスクの対応手続が不適切かつ不十分、受注損失引当金に係る会計上の見積りに関する検討が不適切かつ不十分、重要な構成単位に関する監査手続が不適切かつ不十分などの重要な不備が認められる。

上記のほか、継続企業の前提に関する検討が不十分、固定資産の減損に係る会計上の見積りの検討が不十分、工事進行基準に対するリスク対応手続が不十分、重要な勘定残高に対するリスク対応手続が不十分、監査チームメンバーの独立性の確認が不十分、重要性の基準値に関する検討が不十分、棚卸立会に係る手続が不十分、内部統制や財務報告に関連する情報システムの理解が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分など、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注1）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^{（注2）}、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^{（注3）}として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^{（注4）}による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む
業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注 3) 法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注 4) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1. において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1. の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注 5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注 5) 公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第 34 条の 35 第 1 項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月
公認会計士・監査審査会**

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^{（注）}の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係るのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実に努めるものとする。

Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3 年に 1 度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記 1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 一般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

（４）検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

（５）検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

（６）検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

（７）外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

（８）検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

（９）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

（１）審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

（２）検査結果及び検査関係情報^(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

- (1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

- (2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

VIII 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況